

2020年9月29日

各位

第51期定時株主総会における議決権行使の集計について

表題の件、各種報道機関で三井住友信託銀行株式会社（以下「SMTB」）における株主総会議決権行使書集計業務に関する報道がなされておりますが、当社の第51期定時株主総会（2020年5月14日開催 以下「本年総会」）につきまして、一部の議決権行使書が本年総会の議決権行使結果に反映されていなかったことが判明いたしましたのでお知らせいたします。

当社は、定款に基づき株主名簿管理人を設置し、株主名簿管理人としてSMTBを選任しており、本年総会において事前行使された議決権の集計はSMTBが行いました。SMTBから、再委託先において議決権行使期日に到着した議決権行使書の一部を集計の対象から外していたとの報告を受けており、集計されなかった議決権行使書は22件、その議決権数は915個（議決権行使比率0.24%）となりますが、本年総会におけるいずれの議案の可否決にも影響を与えるものではないことをご報告申し上げますとともに、本日、臨時報告書の訂正をいたしましたことを併せてご報告申し上げます。

当社株主の皆様のご重要な権利が行使できなくなったこととなり、当社としても誠に遺憾に存じます。なお、SMTBからは集計業務の運用変更について報告を受けておりますが、当社からは再発防止と業務の適正化を強く求めました。

株主の皆様ならびに資本市場参加の皆様には多大なご迷惑、ご心配をおかけいたしましたこと深くお詫び申し上げます。